

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	令和2年11月13日
【四半期会計期間】	第39期第2四半期（自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日）
【会社名】	アプライド株式会社
【英訳名】	Applied Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 岡 義治
【本店の所在の場所】	福岡市博多区東比恵三丁目3番1号
【電話番号】	092（481）7801（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 南木 眞也
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区東比恵三丁目3番1号
【電話番号】	092（481）7801（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 南木 眞也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第2四半期 連結累計期間	第39期 第2四半期 連結累計期間	第38期
会計期間	自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日	自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日
売上高 (百万円)	15,657	18,282	32,214
経常利益 (百万円)	726	1,195	1,997
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	454	773	1,130
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	455	774	1,141
純資産額 (百万円)	6,384	8,242	7,020
総資産額 (百万円)	15,378	16,000	15,387
1株当たり四半期(当期)純利 益 (円)	178.69	299.33	444.05
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	41.2	51.1	45.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	717	386	1,947
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	234	266	296
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	622	137	1,632
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	854	1,268	1,011

回次	第38期 第2四半期 連結会計期間	第39期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 令和元年7月1日 至 令和元年9月30日	自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	124.14	117.71

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動全般が大きな影響を受けており、企業収益、雇用、消費マインド、各国の通商問題、そして海外経済情勢の不安定化が懸念され、引き続き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、店舗及び法人部門並びに技術部門の連携を強化し、ハードとサービスを融合した仕組みの販売を軸に、リモートワーク推進サポート、プログラミング必修化に伴うコンピューターの導入、店舗を活用した各種ITソリューションの導入支援などの当社独自の強みを活かした営業展開により、顧客増大と利益創出を推進いたしました。

パソコン専門店「アプライド」では、法人向けITソリューションやプログラミング教室を実施するセミナールームを新設し、セミナー開催を通して新たな顧客層の開拓を推進いたしました。

大学、官公庁向けの販売を主体とするSI営業では、HPC(ハイパフォーマンスコンピューティング)製品の製造技術を活かし、大学・研究開発向けのソリューションとの複合販売を推進いたしました。

B to B販売を中心とした特機営業では、技術部門と連携して、AI・RPA関連ソフトウェアとハードウェアのパッケージ販売を推進し、売上の増大を図りました。

化粧品・雑貨専門店「ハウズ」は九州に5店舗、愛知に1店舗の計6店舗で、独自開発商品の展開と独自企画のイベント開催を軸に、増客と収益性の向上に努めました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間による売上高は182億82百万円（前年同期比16.8%増）、営業利益は11億91百万円（前年同期比65.7%増）、経常利益は11億95百万円（前年同期比64.5%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は7億73百万円（前年同期比70.0%増）となりました。

なお、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する四半期純利益は、第2四半期連結累計期間としてそれぞれ過去最高益を達成いたしました。

セグメント別の売上高は次のとおりです。

パソコン・ゲーム事業は、「AIの日常化に挑戦する会社」直販型メーカーを目指し、ソリューションを含めた独自商品及びシステム・サービスの提供を行うことにより、他社との差別化を推進し、売上高は120億500百万円（前年同期比2.0%増）となりました。

化粧品・雑貨事業は、「ささやかな、幸せ感の創出」小さな感動が溢れる雑貨店を目指し、プライベートブランド商品の投入や差別化商品を中心とした品揃えの充実を図り、卸売販売や通信販売を強化したことにより、売上高は61億20百万円（前年同期比66.6%増）となりました。

出版・広告事業は、「県内ダントツの情報発信基地」を目指し、タウン情報誌や季刊誌などの紙媒体に加え、SNS代行サービスなどのデジタルを活かした送客システムの充実や地方自治体向けの営業を推進し、売上高は4億36百万円（前年同期比9.4%減）となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ6億13百万円増加し、160億円となりました。これは主に、自己株式の処分等により現金及び預金が4億46百万円増加し、堅調な通信販売を背景とした戦略的な商品調達により商品及び製品が3億56百万円増加したためです。

負債の部は、前連結会計年度末に比べ6億8百万円減少し、77億57百万円となりました。これは主に、借入金の約定返済を進めたことにより長期借入金が2億98百万円減少し、納税により未払法人税等が77百万円減少したためです。

純資産の部は、前連結会計年度末に比べ12億21百万円増加し、82億42百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益7億73百万円等により利益剰余金が6億45百万円増加し、新株予約権発行による自己株式の処分により資本剰余金が4億86百万円増加したためです。

この結果、自己資本比率は、50%を超える水準の51.1%となり財務的な安全性が高まりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、12億68百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は、3億86百万円（前年同期比46.1%減）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益11億95百万円と売上債権の減少1億51百万円で資金が増加し、たな卸資産の増加3億70百万円と法人税等の支払額5億2百万円で資金が減少したためです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、2億66百万円（前年同期比13.8%増）となりました。これは主に、定期預金の増加1億88百万円と、有形固定資産の取得による支出93百万円で資金が減少したためです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は、1億37百万円（前年同期は6億22百万円の使用）となりました。これは主に、自己株式の処分による収入5億71百万円で資金が増加し、長期借入金の約定返済による支出3億5百万円及び配当金の支払1億27百万円で資金が減少したためです。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,400,000
計	5,400,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和2年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和2年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,703,200	2,703,200	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	2,703,200	2,703,200		

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権

決議年月日	令和2年7月9日
新株予約権の数(個)	1,578
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式157,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額4,415 (注)2
新株予約権の行使期間	自 令和2年7月28日 至 令和4年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

新株予約権の発行時(令和2年7月27日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、当該行使価額修正条項付新株予約権の特質は、以下の通りであります。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式157,800株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額((注)2.(1)に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準: 本新株予約権の行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下、「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度: 行使の際に(注)1.(2)に該当する都度、修正される。

- (4)行使価額の下限：当初2,649円（（注）2．(3)に従い調整されることがある。以下「下限行使価額」という。）  
 (5)割当株式数の上限：潜在株式数157,800株(本新株予約権1個当たり100株)  
 (6)本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：418,012,200円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。）  
 (7)本新株予約権は、当社取締役会の決議等により新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている。

## 2．本新株予約権の行使時の払込金額

### (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、（注）2．(1)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初4,415円とする。ただし、行使価額は（注）2．(2)又は(3)に従い修正又は調整される。

### (2)行使価額の修正

行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。

修正後行使価額の算出において、算定基準日に（注）2．(3)記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

（注）2．(2)、による算出の結果得られた金額が下限行使価額である2,649円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は（注）2．(3)に従い調整される。

### (3)行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、（注）2．(3)に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額})}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に（注）2．(3)、に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用する日については、次に定めるところによる。

- a. 行使価額調整式で使用する時価（（注）2．(3) bに定義する。（注）2．(3) cを除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- b. 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- c. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合  
 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に（（注）2.（3）c又はeに定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過するによる行使価額の調整が行われている場合には、（ ）上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（（注）2.（3）cに定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、（注）2.（3）dの調整は行わないものとする。

- e. 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（（注）2.（3）eにおいて「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（（注）2.（3）からままでと類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、（注）2.（3）cによる行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（注）2.（3）cの規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、（注）2.（3）c又は上記（ ）による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- f. （注）2.（3）cからeまでにおける対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（（注）2.（3）cにおける新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- g. （注）2.（3）aからcまでの各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、（注）2.（3）aからcまでにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$



## 調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- b. 時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、(注)2.(3)gの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- c. 完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、(注)2.(3)からまでに基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において(注)2.(3)からまでに基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
- d. (注)2.(3)aからeまでに定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、(注)2.(3)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(注)2.(3)で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(注)2.(3)及びにかかわらず、(注)2.(3)及びに基づく調整後行使価額を適用する日が、(注)2.(2)に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、(注)2.(3)及びに基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(注)2.(3)からまでにより行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、(注)2.(3)gに定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、(注)2.(3)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

### 3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

#### (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

#### (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次の通り行使されております。

	第2四半期会計期間 (令和2年7月1日から令和2年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,578
当該四半期会計期間に権利行使に係る交付株式数(株)	157,800
当該四半期会計期間に権利行使に係る平均行使価額等(円)	3,622.01
当該四半期会計期間に権利行使に係る資金調達額(百万円)	571
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	1,578
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	157,800
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	3,622.01
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	571

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和2年7月1日～ 令和2年9月30日		2,703,200		381		403

(5) 【大株主の状況】

令和2年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
(株)パム	福岡市博多区東比恵3-3-1	1,246,000	46.10
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND	134,300	4.97
アプライド従業員持株会	福岡市博多区東比恵3-3-1	101,640	3.76
岡 義 治	福岡市西区	80,000	2.96
岡 美和子	福岡市西区	80,000	2.96
(株)西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3-1-1	67,200	2.49
(株)SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	51,393	1.90
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区丸の内2-5-2	38,100	1.41
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	34,600	1.28
若杉 精三郎	大分県別府市	29,000	1.07
計		1,862,233	68.89

( 6 ) 【議決権の状況】  
 【発行済株式】

令和2年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 -	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,701,700	27,017	-
単元未満株式	普通株式 1,500	-	-
発行済株式総数	2,703,200	-	-
総株主の議決権	-	27,017	-

【自己株式等】

令和2年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アプライド株式会社	福岡市博多区東比恵 3-3-1	-	-	-	-
計		-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（令和2年7月1日から令和2年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,671	2,117
受取手形及び売掛金	6,862	6,711
商品及び製品	1,150	1,506
仕掛品	0	1
原材料及び貯蔵品	13	26
その他	86	83
貸倒引当金	148	176
流動資産合計	9,635	10,270
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,157	2,142
土地	2,314	2,314
その他(純額)	109	134
有形固定資産合計	4,581	4,591
無形固定資産	47	39
投資その他の資産		
敷金及び保証金	601	583
その他	520	515
投資その他の資産合計	1,122	1,098
固定資産合計	5,751	5,729
資産合計	15,387	16,000

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,659	2,609
1年内返済予定の長期借入金	603	596
未払法人税等	537	460
賞与引当金	178	189
ポイント引当金	63	75
その他	1,659	1,460
流動負債合計	5,702	5,392
固定負債		
長期借入金	2,201	1,903
長期未払金	456	456
その他	6	5
固定負債合計	2,663	2,365
負債合計	8,366	7,757
純資産の部		
株主資本		
資本金	381	381
資本剰余金	423	909
利益剰余金	6,244	6,890
自己株式	87	0
株主資本合計	6,961	8,181
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
その他の包括利益累計額合計	0	0
非支配株主持分	60	61
純資産合計	7,020	8,242
負債純資産合計	15,387	16,000

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月30日)
売上高	15,657	18,282
売上原価	11,643	13,567
売上総利益	4,013	4,714
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	404	461
販売促進費	82	123
ポイント引当金繰入額	30	33
給料及び手当	967	992
賞与引当金繰入額	163	173
賃借料	374	388
その他	1,270	1,349
販売費及び一般管理費合計	3,293	3,522
営業利益	719	1,191
営業外収益		
受取利息	1	0
受取手数料	3	3
受取賃貸料	8	7
協賛金収入	2	1
その他	2	1
営業外収益合計	18	15
営業外費用		
支払利息	11	7
新株予約権発行費	-	3
その他	0	1
営業外費用合計	11	12
経常利益	726	1,195
税金等調整前四半期純利益	726	1,195
法人税、住民税及び事業税	282	417
法人税等調整額	10	3
法人税等合計	271	421
四半期純利益	455	773
非支配株主に帰属する四半期純利益	0	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	454	773

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
四半期純利益	455	773
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	1
その他の包括利益合計	0	1
四半期包括利益	455	774
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	454	774
非支配株主に係る四半期包括利益	0	0



## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	726	1,195
減価償却費	92	88
貸倒引当金の増減額(は減少)	45	27
賞与引当金の増減額(は減少)	6	11
ポイント引当金の増減額(は減少)	5	12
受取利息及び受取配当金	1	0
支払利息	11	7
売上債権の増減額(は増加)	186	151
たな卸資産の増減額(は増加)	144	370
仕入債務の増減額(は減少)	23	50
前受金の増減額(は減少)	43	44
その他	82	219
小計	912	896
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	11	7
法人税等の支払額	184	502
営業活動によるキャッシュ・フロー	717	386
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額(は増加)	180	188
有形固定資産の取得による支出	105	93
無形固定資産の取得による支出	-	1
敷金及び保証金の差入による支出	0	0
敷金及び保証金の回収による収入	51	18
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	234	266
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	533	305
リース債務の返済による支出	0	0
自己株式の処分による収入	-	571
配当金の支払額	89	127
その他	-	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	622	137
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	139	257
現金及び現金同等物の期首残高	993	1,011
現金及び現金同等物の四半期末残高	854	1,268

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	3百万円	1百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
現金及び預金勘定	1,519百万円	2,117百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	665	849
現金及び現金同等物	854	1,268

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成31年4月1日至令和元年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年6月26日 定時株主総会	普通株式	89	35	平成31年3月31日	令和元年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
 末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年11月14日 取締役会	普通株式	50	20	令和元年9月30日	令和元年12月9日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自令和2年4月1日至令和2年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	127	50	令和2年3月31日	令和2年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
 末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年11月13日 取締役会	普通株式	54	20	令和2年9月30日	令和2年12月7日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、令和2年7月9日開催の取締役会決議に基づき、令和2年7月27日に発行した第1回新株予約権  
 (第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権)の行使による自己株式の処分により、資本剰余金が  
 486百万円増加し、自己株式が87百万円減少しております。

この結果、当第2四半期累計期間において資本剰余金が909百万円、自己株式が0百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成31年4月1日至令和元年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	合計 (注)2
	パソコン・ ゲーム事業	化粧品・ 雑貨事業	出版・ 広告事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	11,811	3,672	172	15,657	-	15,657
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	0	309	312	312	-
計	11,814	3,672	482	15,969	312	15,657
セグメント利益	666	9	1	677	41	719

(注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去41百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

当第2四半期連結累計期間(自令和2年4月1日至令和2年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	合計 (注)2
	パソコン・ ゲーム事業	化粧品・ 雑貨事業	出版・ 広告事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	12,044	6,120	117	18,282	-	18,282
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	-	319	325	325	-
計	12,050	6,120	436	18,607	325	18,282
セグメント利益	1,044	123	4	1,172	19	1,191

(注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去19百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
1株当たり四半期純利益	178円69銭	299円33銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	454	773
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	454	773
普通株式の期中平均株式数(株)	2,545,425	2,582,482

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

第39期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の中間配当については、令和2年11月13日開催の取締役会において、令和2年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当の総額	54百万円
1株当たり中間配当額	20円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	令和2年12月7日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年11月13日

アプライド株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒牧 秀樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 濱村 正治 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアプライド株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（令和2年7月1日から令和2年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アプライド株式会社及び連結子会社の令和2年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。